

京都市告示第 33 号

地方自治法施行例第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社宮本工業所	京都市中央斎場に係る公金 徴収事務	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)